

## 議案第16号

大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
の一部改正について

大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第15号）が平成28年4月1日に施行されることに伴い、この条例の一部を改正する必要があるからである。



大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
の一部を改正する条例

大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表右欄及び同条第2項の表右欄中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第6条第3号に規定する傷病補償年金（以下「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧																								
<p>附 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">傷病補償</td> <td style="width: 40%;">略</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（この額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由につ</p>	傷病補償	略	略	年金	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88		略	略	略	略	略	<p>附 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">傷病補償</td> <td style="width: 40%;">略</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（この額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由につ</p>	傷病補償	略	略	年金	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86		略	略	略	略	略
傷病補償	略	略																							
年金	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88																							
	略	略																							
略	略	略																							
傷病補償	略	略																							
年金	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86																							
	略	略																							
略	略	略																							

新		旧	
<p>いて支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。</p>		<p>いて支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。</p>	
略	略	略	略
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
略	略	略	略